

# 行政コスト計算書・市全体のバランスシート・連結バランスシート 平成12年度の財務諸表を作成しました

## 三鷹市の資産合計(連結後)は2,569億6千万円

市の財政状況をより包括的にとらえ、市政の透明性の向上と説明責任を果たすため、昨年、公表した普通会計のバランスシートに加え、市の全特別会計を加えた「市全体のバランスシート(総務省基準)」および市独自のものと、土地開発公社などの出資団体を加えた「連結バランスシート」を作成しました。また、企業会計においてバランスシートと対を成す損益計算書の自治体版として「行政コスト計算書(総務省基準)」を新たに作成し、より多面的な財政分析を行いました。

⇒財政課☎内線2124

### ■行政コスト計算書

バランスシートが一定時点の資産、負債などの状況を表示する報告書であるのに対し、行政コスト計算書では、当該年度に実施された資産形成につながらない行政活動(人的サービスや給付サービスなど)にかかる費用(コスト)を表示しています。

特徴的なこととして、バランスシートの有形固定資産の割合が低い民生費・衛生費などが、行政コストの面からみると生活保護費やごみ収集委託などの人的・給付サービスの比重が大きいため、高い割合を示しています。

### 行政コスト計算書(平成12年度)

(行政コスト)	総額(構成比)	総務費	民生費	衛生費	土木費	教育費	その他
(1)人件費	111.6(23.1%)	28.5	33.3	5.2	8.2	30.0	6.4
(2)退職給付引当金繰入等	23.2(4.8%)	5.3	8.0	1.2	1.9	6.3	0.5
小計(人にかかるコスト)	134.8(27.9%)	33.8	41.3	6.4	10.1	36.3	6.9
(1)物件費	83.0(17.1%)	20.8	13.8	22.5	4.7	18.9	2.3
(2)維持補修費	2.9(0.6%)	0.1	0.2	0.1	2.0	0.5	0.0
(3)減価償却費	41.1(8.5%)	9.7	10.1	1.4	10.7	7.0	2.2
小計(物にかかるコスト)	127.0(26.2%)	30.6	24.1	24.0	17.4	26.4	4.5
(1)扶助費	74.9(15.5%)	73.6	0.0	0.0	1.3	0.0	0.0
(2)補助費等	73.4(15.2%)	11.4	13.8	17.7	0.5	5.8	24.2
(3)繰出金	52.1(10.8%)	0.0	42.6	0.0	9.5	0.0	0.0
(4)普通建設事業費	3.1(0.6%)	0.0	0.0	0.5	2.5	0.0	0.1
小計(移転支出的なコスト)	203.5(42.1%)	11.4	130.0	18.2	12.5	7.1	24.3
(1)公債費(利子のみ)	16.3(3.3%)	—	—	—	—	—	16.3
(2)不納欠損額	2.2(0.5%)	—	—	—	—	—	2.2
小計(その他のコスト)	18.5(3.8%)	—	—	—	—	—	18.5
行政コスト a	483.8	75.8	195.4	48.6	40.0	69.8	54.2
(構成比)	—	(15.7%)	(40.4%)	(10.1%)	(8.3%)	(14.4%)	(11.1%)

### 【収入項目】

1 使用量・手数料等 b	29.0	—	8.0	9.0	7.4	3.0	1.0	0.6
2 国庫(都)支出金 c	83.9	—	5.9	67.9	4.2	1.0	2.5	2.4
3 一般財源 d	378.7	—	—	—	—	—	—	—
収入(b+c+d) e	491.6	—	—	—	—	—	—	—
4 正味資産(国庫(都)支出金債短期) f	5.6	—	—	—	—	—	—	—
5 期首一般財源等	1,235.2	—	—	—	—	—	—	—
差引(e+f-a)	13.4	—	—	—	—	—	—	—
一般財源等増減額	13.4	—	—	—	—	—	—	—
6 期末一般財源等	1,248.6	—	—	—	—	—	—	—

### ■市全体のバランスシート

普通会計のバランスシートに4つの特別会計と上水道事業会計、普通会計から除かれた介護サービス事業勘定を加えたものです。

三鷹市全体で見ると、普通会計では表われなかった上水道と下水道のインフラ資産が総資産の10%程度を占め、普通会計と市全体・連結バランスシートの数値比較表からもわかるように、これらインフラ資産の建設に、普通会計以上に地方債を活用した資金調達が行われるため、資産の倍率が1.17倍であるのに対し、負債が1.29倍となり、負債の増加率が資産の増加率を上回っていることがわかります。

### バランスシート(普通会計・市全体・連結)〔平成12年度〕 (平成13年3月31日現在) (単位:億円)

借方	普通会計	市全体	連結	貸方	普通会計	市全体	連結
<b>【資産の部】</b>				<b>【負債の部】</b>			
1. 固定資産	2,216.6	2,216.6	2,374.6	1. 固定負債	462.8	628.5	784.0
(1) 有形固定資産	(1,336.4)	(1,361.1)	(1,516.5)	(1) 地方債	0.0	0.0	0.0
(2) 無形固定資産	0.0	3.7	3.8	(2) 債務負担行為	177.6	196.0	196.1
固定資産合計	1,917.1	2,220.3	2,378.4	(3) 退職給付引当金	0.0	0.0	0.6
				(4) その他	640.4	824.5	980.7
2. 投資等	—	—	—	固定負債合計	640.4	824.5	980.7
(1) 投資及び出資金	22.6	16.9	3.3	2. 流動負債	—	—	—
(2) 貸付金	0.2	0.2	0.2	流動負債合計	27.5	38.7	39.8
(3) 基金	69.6	71.1	73.3				
(4) 基本財産	0.0	0.0	13.1	負債合計	667.9	863.2	1,020.5
投資等合計	92.4	88.2	89.9				
流動資産	—	—	—	<b>【正味資産の部】</b>			
(1) 現金・預金	36.0	61.3	62.6	正味資産合計	1,398.9	1,544.7	1,549.1
(2) 未収金	21.3	35.4	35.7				
(3) その他	0.0	2.7	3.0				
流動資産合計	57.3	99.4	101.3				
資産合計	2,066.8	2,407.9	2,569.6	負債・正味資産合計	2,066.8	2,407.9	2,569.6

### ■連結バランスシート

市全体のバランスシートに地方自治法上、市が予算の執行に関する調査権などを有する外郭団体(土地開発公社および市が資本金等の1/2以上を出資している法人、株式会社など)を加えて作成しました。広い意味で市全体の財政状況を表したものとされています。

連結後の資産は2,569億6千万円で、負債が1,020億5千万円、正味資産が1,549億1千万円となっています。

### 普通会計と市全体・連結バランスシートの数値比較 (単位:千円)

	普通会計 A	市全体 B	倍率 B/A	連結 C	倍率 C/A
資産	206,680,827	240,786,506	1.17倍	256,962,177	1.24倍
負債	66,792,973	86,321,173	1.29倍	102,049,844	1.53倍
正味資産	139,887,854	154,465,333	1.10倍	154,912,333	1.11倍

財務諸表についての詳しい資料は、情報公開窓口(市役所2階)にあります。市のホームページでもご覧いただけます。(URL <http://www.city.mitaka.tokyo.jp/budget.html>)

## 年金だより

### 国民年金の手続きが変わりました

国民年金保険料の取扱いは、区市町村から国に変わりました。平成14年4月分からは、国民年金保険料の納付書は、社会保険事務所から発送します。

### ◆納付場所

平成14年4月分以降の保険料は、全国の金融機関・郵便局・社会保険事務所で納めることができます。※市役所内みずほ銀行振込所、各市政窓口では納めることができません。

### ◆平成13年度分について

※市役所発行の納付書により、4月30日(木)までに、これまでどおりの場所で納めてください。

### ◆第3号被保険者の届出方法が変わりました

第3号被保険者の届出は、配偶者の勤務する会社または、固定資産課税台帳を縦覧します。なお、土地・家屋については前年度と同様に、縦覧時にお渡ししている名簿帳と全く同じ内容の「課税明細書」を同時に送付し、4月22日(木)まで(土・日曜日を除く)の午前8時30分午後5時、資産課税課(市役所2階)へ届出してください。

### ◆必要なもの

申請者の印鑑、代理人の場合は委任状、なお、平成14年度の土地の評価額を算出するための基礎

### 共済組合を通じて社会保険事務所に届出をすることになりました。

◆第3号被保険者期間のある方の、老齢基礎年金などの裁定請求書の提出先が変わりました。

第3号被保険者期間のある方の年金の請求は武蔵野社会保険事務所での手続きとなります。

### ◆保険料の免除制度に「半額免除」が新設されました

従来は全額(月額1万3千300円)を免除する制度に加え、半額(月額6千600円)を免除する制度が新設されました。

◆学生納付特例制度の対象が拡大されました。従来の昼間部の大学・短大・専門学校に加え、夜間部や定時制課程・通信制課程の学生も対象になりました。

※申請は、毎年度必要です。◆保険料課税課☎内線2363 ◆武蔵野社会保険事務所☎1411

## 国保だより

### 世帯主変更手続き

国民健康保険の加入は世帯単位のため、世帯主が国民健康保険の被保険者ではなく家族の世帯主に変更した後も、世帯主は保険料の納付義務の確実な履行が見込める方です。

◆世帯主の変更ができる方  
①保険料を完納しており、  
②擬制世帯主以外の加入者が、  
③世帯主を変更した後も、  
④世帯主の義務を確実に履行が見込める方

◆印鑑と保険証を持参し、世帯主変更届(前世帯主の同意が必要)を、保険料課税課加入係(市役所1階)へ提出してください。

※世帯の状況などにより、変更できない場合もあります。◆保険料課税課☎内線2363 ◆武蔵野社会保険事務所☎1411

### 地価公示の閲覧

平成14年1月1日現在の東京都(都計画区域)内の地価公示価格が次の場所で開催されます。

- ◆土地対策課☎内線2204
- ◆土地対策課☎内線2204
- ◆土地対策課☎内線2204

- ◆土地対策課☎内線2204
- ◆土地対策課☎内線2204
- ◆土地対策課☎内線2204